平成２１年（フ）第６３０号
兵庫県姫路市夢前町新庄1118番地１
債務者　谷口　好子
１　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４６２号
奈良県高市郡高取町大字丹生谷969番地４、前住所埼玉県熊谷市妻沼中央５番地１　201
債務者　小池　明徳
１　決定年月日時　平成21年12月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４９６号
奈良県香芝市高176番地の１ライフインサンヨー志都美Ⅱ103号
債務者　玉川　妙子
１　決定年月日時　平成21年12月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５０２号
奈良県大和高田市西三倉堂１丁目７番20号第２清住宅62号室、住民票上の住所奈良県大和高田市甘田町10番27号
債務者　喜島　正龍
１　決定年月日時　平成21年12月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５２２号
奈良県橿原市曽我町1067－１　ＭＹＳメゾン215号、住民票上の住所奈良県香芝市西真美２丁目23番地の25
債務者　佐々木　靖
１　決定年月日時　平成21年12月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５２５号
奈良県橿原市飛騨町90番地の１
債務者　山本貴美容（旧姓杉浦）
１　決定年月日時　平成21年12月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５４０号
奈良県大和高田市礒野北町14番３―401号
債務者　辻本　光子
１　決定年月日時　平成21年12月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第１４８６号
新潟県新潟市西蒲区巻甲3169番地、申立時の住所広島市中区中町２番18―202号
債務者　阿部　純也
１　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５９９号
広島県廿日市市本町９番17号
債務者　江口　美子
１　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６１３号
広島市安芸区中野東１丁目３番８号
債務者　佐々木千里（旧姓渡辺）
１　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６９３号
広島市南区仁保新町２丁目９番１号
債務者　森木　栄子
１　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７２１号
広島市安佐南区緑井２丁目24番10―202号
債務者　谷口　良一
１　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７４１号
広島県安芸郡府中町本町１丁目５番12号
債務者　喜田　伸二
１　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７４２号
広島県安芸郡府中町本町１丁目５番12号
債務者　喜田　共子
１　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７７２号
広島市中区江波西１丁目23番９―404号
債務者　岩佐　益代
１　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７７３号
広島市中区千田町２丁目５番23―206号
債務者　平田佐知子
１　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７９８号
広島市佐伯区五日市５丁目９番12―201号
債務者　廣瀬　晴樹
１　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８５２号
広島市佐伯区隅の浜１丁目１番24号
債務者　中村　千歳
１　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部